

英國史畧

二

保
369
2

10

15

20

25

30

明治三庚午年七月一日二冊求之

英國史畧卷之二

河津孫四郎

譯述

フランタジツト家の續

約翰の事

評云約翰を英國の民より自主の權を
許し與へたる功ありと雖も其性の貪
婪凶暴にこそ且つ取るべきもの才ふし
先王遺言にそゆ約翰の位を譲らざししが血統の
序を以て正しく之を論ずれば約翰の兄の先王の



英蘭史畧 卷之二 河津孫四郎 譯述

オフリーの嫡子ブリタニ公アルチュル當位
 又即くへまありさきど約翰ジョンを英王ヘンリとありとい
 へどもアルチュルリの事を忌むる遂之を刺
 殺し今を

佛王英王の暗愚無道ありを聞きて竊又悦ひ直
 ち軍兵を起してノルマンダ攻入り容易く
 此地を併せたり英王之を聞きて冷笑ほくそて彼ら數年
 と積りて漸く取らる地を我之と一日の中
 取り復たへしと言ひ誇りて進ども唯口くち唱ふ
 るのみを兵を起さる沙汰及んで阿面々々

と先祖の遺業を失ひしを怯おそま所業ありを時
 又羅馬ローマの法王パピス亦英王ヘンリを慢おごり諸國の兵を擧ぐ
 英國を伐しめんと言觸らしむるを英王の大
 恐むる英國の冠を法王の使に渡し永く羅馬の
 臣たりんこと乞ひひき進を法王を稍く又其罪
 を免し再ひ英王の位に即かしめ年毎に租税
 を羅馬に獻むべき由を命したり英國の士も亦
 王の愚るありを見て君の權威を剥むりんまじり
 機會ありんことを悦び遂に會議して國王と雖
 も安やすまの權勢を奮ふこと能はば國民とつんと

も妄^{まが}りて捕^{とら}へらるる法一篇を作り即ち兵力を以て英王^{イギリス}を逼^{せま}り其書の旨を許^{ゆる}し給へと願ひ々を英王^{イギリス}にむこと成得^ならんニメドといふ所^{ところ}を此は花押^{はなおし}しなり此を「マグナチャルタ」高^{たか}免^{めん}許^{ゆる}状^{じょう}といひの法といふ時^{とき}は西曆千二百十五年六月十九日あり我年南順德天皇建保三年後^{のち}約翰^{ヨハネ}その法を破^{やぶ}り無道^{むどう}あり行^いをなせしうを英國^{イギリス}の士民大^{おほ}に怒^{おこ}りて佛^{フランス}の太子^{たいし}路易^{ロイス}と迎^{むか}へり大將^{たいしやう}とふし謀叛^{ぼうはん}と起^{おこ}せしは佛^{フランス}の兵勢^{へいせい}ひ盛^{さか}んより速^{すみ}に英國^{イギリス}の南地^{なんち}を平^{ひら}らけ既^{すで}に龍動^{りゆうどう}と攻取^{こうと}りたり此時

英王^{イギリス}約翰^{ヨハネ}を之^{これ}を憂^{うれ}ひく殂^{しゆ}落^{らく}しり然^{しか}るは英^{イギリス}の士^しをりて約翰^{ヨハネ}の暴政^{ぼうせい}を惡^{にく}みて一旦^{いつたん}を路易^{ロイス}と果^は方^はせしといへども其國^{そのくに}の佛^{フランス}と併^あせしことと好^{この}まきねが約翰^{ヨハネ}の殂^{しゆ}落^{らく}せしを関^{せき}き皆^{みな}速^{すみ}に路易^{ロイス}と叛^かき約翰^{ヨハネ}の嫡子^{てくし}顯理^{エンリ}を輔^{たす}け之^{これ}を王位^{おうゐ}に即^つりしめたりさねが路易^{ロイス}を望^{のぞ}みと失^うひ軍兵^{ぐんべい}を引^ひ擧^あげて歸國^{きこく}しり

顯理^{エンリ}第三^{だいさん}の事^{こと} 附^つ公議^{こうぎ}所^{ところ}の事^{こと}

評^{ひやう}云^い顯理^{エンリ}第三^{だいさん}をウインセストルの寺^{てら}院^{いん}を建立^{けんたう}せしことの外^{ほか}は事業^{じぎやう}なし

約翰乃一子顯理を位に即く時年甫七九歳あり
 以て其子ペンブローク君ウレムマル子ル執
 政に任し君を輔に多善政を行ひしうを國中善
 く治り民太平を唱へきるが此人卒して後を之
 モンメントホルトあんど云つる狡猾ある人々
 政を擅りし乃きを許多の暴政多かりき
 英國ノルマン朝の祖維廉第一の時、當りて歐
 羅巴諸國の入武官或を僧官の外を大槩農民の
 之に、之且之を二等と區別せり上等の人を貴
 族と名づる下等の人を即ち奴僕あり此項を藝

術未だ開らば商賣も未だ蕃昌せざるし、十字
 戦路撒冷を歐羅巴諸國の人耶の時より亞細亞諸國
 乃風習歐羅巴に推遷り藝術器械も亦隨て此地
 に渡り是より歐羅巴諸國の都邑に於ても商
 賣盛んとあり是に於て英國の商人も皆富家
 とある者多し其を商人の貴族と云ふべし又
 奴僕とも言ひて其者ともあり此時、當りて
 農民の中にも亦自ら其田地を耕して貴族と事
 成ると雖も其貴族とも言ひて其者起り多
 之より英國に中等の民起り顯理第三

の時執政シモノントホルト商人及び此農民
 二許シテ諸邑及び諸郡より代議人を出シテ公
 議ニ加ラシム是ト英國下院の初メトシ今
 英國の法律を執リ公議所の論を以テ定む
 此ニ其大要を挙テ説示せん
 公議所へ出席する者ヲ第一ニ國王第二ニ貴族
 第三ニ代議人は是カク國王の位を父子相傳ふ
 シトソ人ども其人を奉じ奉じ奉じとを公
 議所の權ニ依リ貴族ニ俗と僧との區別アリ僧
 の貴族とをビッパ及びアルチビッパの二僧官

是あり此僧官ニ任じし者を一ニ其位ニ
 依リ其人死する時國王僧徒の中より相當
 あり人撰^ち其位を繼グシ俗の貴族を國
 王自ら功德あり人々を擧テ其位ニ任する者
 此位ニ任せし者あり人々之を其子ニ傳ふる
 ことを得子あり其家を其家斷絶せん俗の貴族
 昔ト今ト大ニ異あり昔シ某公侯とソノ
 國王より其地を賜ふる人ありしが今ニ然ら
 ず國王公侯を任じ雖も地を與ふることを
 唯其尊稱アリト下院ニ出席する者を國民の

撰とたり代議人あり田地りる農民と皆其郡の
 代議人と撰むの權あり都邑に住める豪富を皆
 其邑の代議人と撰むの權あり家柄よく才望あり
 人々自ら代議人とあふんこと欲せりとま
 を其意を其郡又を邑と言ひ出し諸人相議しそ
 遂之と決し公議所へ出さあり大なる都邑を
 代議人二員と出さ郡を大小より二人とを六
 人まを出さ公議所を決定し國王の許容し
 たり法を國中より従いざるを得ざる背くと
 きを夫々の刑罰ありあり○下院を總て租税の

權を握きり○國王を上下兩院の議定したる法
 と取捨し貴族僧官と委任し公議所會議の日と
 命し宰相判官を撰と又外國交際の規則等を定
 るの權を握きり
 備もレモンモンホルトを下院を建て國民の
 口を塞が其權威を奮ひりねを顯理之と憂ひ兵
 と起しをレモンを成ちり名が怨ちレモンの兵
 と破らねたりしりぞレモンの勢ひ愈盛んふ
 益君は蔑よしりるのふふ太子義都華と
 トール城を押し込めり國民之と関て竊は情

らざる者をおくりて後太子ドリフル城を遁
 ね出た國民を集め義兵を起しイバムハムと云
 ふ所をシモンシモンの兵と戦ひ大に之を破りシモ
 ンを殺したる後數年を過ぎ英王顯理を殞落
 し太子位を繼ぐ

義都華第一の事 附ワラースの事

評云義都華第一を聰明多智の君ふ
 り惜ひ我無益の戦争を好まざる徒ら
 臣民を苦しめたり
 アルフレッドアルフレッド以来英國の君たるもの維廉第一義

都華第一の兩王を最も賢ある君とす

先王の殞落せし時義都華を兵を率ひて耶路撒

冷より一日敵兵其陣中へ忍び入り毒劍を以

て義都華の腕を傷たりしが愛妃イレノラ

其毒を吸ひ取り信やうり之を看病りしが義都

華を速く平愈せりとぞ

義都華嘗て以為く不列顛不列顛 蘭蘭の三を合と云

平定せむは英王と泰山の安んず置まらざらん

と思ひ常より之を一統せんことを量り乃り爰

瓦列斯の民を自ら不列顛の土民と稱し險阻

據^トマ^スをサクソン人^ノもデー^ン人^ノも從^フがらざる
 としてガ^ルマン朝^ニ至^リて其勢^ハ稍^ク權^ヲけ租
 税^ヲ英國^ニ獻^スる^ヲ至^リ然^レも尚^ホ自國^ノ
 法^ヲ用^ヒ自國^ノ君^ニ從^ヒたりし^ガ義都華^{第一}
 遂^ニ之^ヲ平定^シて郡縣^トふ^ルぬ羅馬人^不列顛
 ありし古^{より}瓦列斯^ノを詩人^多く^シ其吟
 ぶ^ル所^ノ詩大^極を瓦列斯^ノ國^ヲ愛^シし國恩^ニ報
 ぶ^ルこと^ヲ我^レ勸^メり^レぬ^ガ義都華^其詩^ヲ瓦列斯再
 び背^クる^ル基本^{あり}と^ハい^ハ國中^ノ詩人^々コル
 ン^トは會^シ盡^ク之^ヲ殺^シて國亂^ノ根^ヲ斷^ルる^ヲ

奈

其項蘇各蘭^{スウェーデン}於^テ國王^ノ男胤^絶へ女胤^ヲ王
 孫^{バリ}オルブル^ス二^名互^ニ位^ヲ争^ヒ既^ニ國
 亂^ルありぬ^レ大臣^等大^ニ之^ヲ憂^ヒ當
 時^{英國}ノ王^多智^ノ閑^ヘり^テ我^レ以^テ此^事を彼
 君^ニ乞^フる^ヲ決^斷る^ヲを如^クと衆議^一決^シ
 遂^ニ此^旨を英王^{義都華}に許^ヘり^テ義都華^時
 の到^リる^ヲ竊^ニ悦^ビ直^チ軍兵^ヲ催^シて蘇各
 蘭^ノ境^ニ趣^キル^ハムと^ハい^ハ蘇各蘭^ノ王
 孫^々名^シ軍兵^ヲ以^テ其地^ヲ四^方より圍^ミましめ

英王、王孫^ト又^ハ内^ニ云^フ汝等知^ルヤ抑^シ我國を不^レ列
 顛^ト第一^ノ強國^{ナリ}古^クより蘇各蘭^ノ王^ヲ我^レ臣
 僕^トたり然^ルも皆^シ我國^ヲ侮^ルる年^ノ賦^金を納^メ
 る^レ宣^シ禮^ヲと知^ルとい^フんや今^ハ汝等^ヲ國王^トとあ^ハ
 と知^ル此^ノ等^ノ禮^ヲと盡^スる^レ否^トと云^ハし又^ハ二人^ノ王
 孫^ヲ網^中の魚^トよ^ク今^ハ更^ニ為^ルん^ト云^ハれ^ルが皆^シ
 禮^ヲと盡^シ申^スん^ト應^ズへ^ルり^ニ英^王又^ハ云^フ蘇各蘭^ノ
 要^ノ城^ヲ盡^ク我^レ借^ヲ否^ト問^ハし又^ハ貸^シ申^スん
 と答^ヘり^レ即^チ英^兵を遣^ハし^テ其^ノ城^ヲを固^メ
 し^テ聽^テバ^リオ^ルと立^テ蘇各蘭^ノ王^トを不^レ列國

に歸^ラしめぬ是^ヲ於^テバ^リオ^ルを蘇各蘭^ノ王
 ありとい^フん^ト英^ノ臣^僕とありし如^クも最^ニ
 と快^ク杯^ヲを竊^リ不^レ軌^トと量^リり^テ程^ニ佛^郎
 王^ト英^王と不和^ノ事^ヲ出来^テ英^王を佛^郎西^ヲ攻^ム
 伐^ムんと欲^シり^レが蘇各蘭^ノ王^ト軍^兵を出^スる^レ
 き由^ニ命^ズる^レ蘇各蘭^ノ王^ヲ命^ズる^レ從^テ其^ノ上^ニ
 英^王の遠^征に乘^リて獨立^ヲと量^ラんと欲^シ即^チ
 國中^ニ觸^キ軍^ノ用^意を為^シしめ^ルり^ニ英^王を
 佛^郎西^ニ趣^ムんと欲^シり^レが風^波惡^ク我^レ以^テ
 て未^ダ港^ヲとい^フる^レ蘇各蘭^ノ謀^叛を名

と聞て佛へ進諫を多しことを延引せしむる急ぎ蘇
 各蘭は趣きりドンバル城の近傍にて大に敵兵
 と合戦して散り之を破り其勝を棄て國中を
 打廢け國王バリオルと廢し此國を郡縣とふ
 し聽て兵を引擧げ佛郎西は趣きりりきねを天
 下萬國皆自立を好む人の國は屬し或を人の郡
 縣とありしことと欲せざるを天理自然の情あり
 べし蘇各蘭の人も亦此情ありしを唯力の
 及むるを以て餘儀なく英王に従ひしもの
 て心服する者少ありし借蘇各蘭の人も名

とウィルレン姓とワラースとワル人あり家貧く
 位も貴となくと雖も膽力衆に勝るを以
 て人皆之を尊敬をワラースを妻と共にイルレ
 ルスリ一^地に住居するが妻を容姿清惠より
 頗る風流あり婦人ありしをゲンバルト^城
 と離るる家と此城を奉行せし英國の士官甚
 だ之を戀慕し嘗てワラースの遠征して家^は在
 らざるしと之を窺ひ其家に行きて之を挑む
 まじも肯んぜざるを以て遂に之を強姦せしが
 此士官又悪考ありし此事國王の上聞入りふ

ぞ刑罰免らざりしと思ひけれど已の罪を敵
 ちんが為よワラース謀叛の心けり由と城兵よ
 布告し直よワラースの家を焼らし去り去程
 よワラースを神あそぬ身ゆ之を知らん吾妻の
 さぞや待らびけんと思ひつゝ只管家路急
 まりるがイルルスレーに到りて見よ家を
 既よ灰燼とあり妻を人心もあく只惘然たりを
 けりありワラースを此有様と見て驚き怪しむ
 妻よ之を問ひけれど妻を稍くくく人心中
 泣くけりし次第と語らるれどワラース之を聞

より大よ怒りて云日頃英人の我國を侮り辱
 りしむるを見て我之を憤りてつへども力足ら
 ざりしを怒ひあり事と仕出しふど猶更辱をや受
 めんと今日まを黙止たり今や其暴虐此の如
 吾盟て我國の為り且を吾が妻の為りよ英人を
 追拂て此耻を雪むしといひ即ち其妻を尼寺
 へ預け直よ志けり勇士を集り義兵を擧げ山
 中よ寨を構へ之を據り屢出英人の守り
 許多り城砦を攻め落し其守兵を殺しりドン
 バルトン城も亦ワラースの兵よ攻め落さる

の妻と姦淫せし士官も殺されり此事蘇各蘭
の國中、又聞へりを響の物に應ずるが如く我
も我れと其兵を加へりし程にワラリスの兵を
破竹の勢とぞありたり是を英王義都華の佛
郎西よりし間のことなり初め其蘇各蘭と去
る時ワルレン子とつる大臣に命じて此國の
管轄を任せたりしがワルレン子を勇猛な
る将ありしをぞワラリスの事を聞や否直に兵
と整るるイルウینگに出張しワラリスの兵と
戦ひ大に之を破り此時ワラリスは味方した

る蘇各蘭の貴人皆又ワラリスに背きたりが唯
モルライとつる者獨り志を變ぜばワラリスを
勧め共とホルツ河の北に遁せたりワラリス
又兵を集め、スチルレグ城邊にホルツ河の北
一里の地に陣して英兵を待つ其頃ホルツ河に
る唯一架の橋あり河筋都て九里の間此橋より
外に渡る處ありりはワラリス云今敵兵勝り
乘せし必を直に彼を橋を渡りて戦を求めん我
も之を由て謀を為さんしと夜中に橋を兩斷と
し木と其下に渡りて截たり橋を支へ敵半は

渡るとに其木を引抜て敵兵を陥し入ると謀
 たり去程は英兵を此橋に近く押寄せたりし
 蘇各蘭の兵は此橋を人数も多く且皆精練の
 兵ありりれど其勢の破竹の如く我先をよと橋
 と渡りしは半ば渡りたると思ひし頃敵陣は
 烽火起りり是を橋の下に渡したる木を引抜
 く相闘より不意に橋を両端とあり橋上の兵
 盡く水中に陥りり此時蘇各蘭の兵を喊聲を
 作りり寄来て既に河を渡りたる英兵の陣中
 馳せ入り散り之を斬り立ちりされど廣く

河を隔てたりと後陣の兵を之を助くこと能
 ず皆震ひ恐むを逃去りり是に於て蘇各蘭
 を再び自立國とありぬ英王義都華之を閉きて
 大に驚を即ち佛の軍を止るに國を歸り直に軍
 兵を催促しり蘇各蘭は進發せり其兵を騎兵八
 千歩兵八萬ありしを皆亦蘇各蘭人等義都華
 の来るに聞て皆戦をばし降参しり程はワ
 ラースの兵を英兵に敵をること能はずハルキ
 ルクに於て容易く英兵を打破らせしを蘇各
 蘭の國又英の屬地とあり後ソラースを英兵

又捕へら^{コロン}龍動^{コロン}に於て誅せらるる最と惜むべき
 豪傑ありしとて後蘇各蘭^{スコットランド}又背をブルース^{ブルース}上^上は
 オルと位を争ひしと云ふ者と立て王と為せし
 りど義都華^{イドワルド}又兵を起し蘇各蘭^{スコットランド}に進發し
 が未だ到らばし^程殲落せり時二年六十九歳不
 義都華^{イドワルド}第一の時詩文の學甚だ盛んなりと
 スホルドの學校に生徒三萬人ありし時なりと
 云ふ

義都華^{イドワルド}第二の事

評よ云義都華^{イドワルド}第二を懦弱よりを内寵
 多く果を其妃の爲に弑せらるる
 蘇各蘭^{スコットランド}の人を先王の殲落せしに因て大に勢を
 得バン^{バン}ツクボル^{ツクボル}ンの戦に於て英人を破りたり
 是より蘇各蘭^{スコットランド}を又自立國と爲りたり
 義都華^{イドワルド}第二の未だ位に即らざりしと云ふガベス
 トンといふ者を寵愛せしりど位に登き候ふ及
 び是を擧て宰相とふし國政を任しりりどガ
 ベストン人と爲り傲慢より上より諛ひ下を虐
 り倭人あまを公卿諸族皆怒りて一全より國王

又上表し遂にガベストーンを刑罰を行ひたり後
 又王スペンセルと云ふ少年を寵愛し之を國
 政を委任せしが公卿又怒り此人を殺せり
 義都華弟二の妃を佛王の妹とし之をイサベルラ
 とつひしが夫の懦弱ありて之を侮りモル
 チメルとつひ者と姦通せしめ之を後亦此
 人と量りて義都華を弑し自ら國政を擅りし
 りつと淺間を事共あり

義都華弟三の事

許云義都華弟三を佛國に攻勝たる

人あり

義都華弟三を先王の弑せしむる位に即き
 しが年僅に十五歳ありしにイサベルラ政を
 攝せり此時イサベルラを姦夫モルチメルと共
 又ツチングハム城に住て日夜酒色を耽り其上
 幼主を蔑し無道の政事を行ひしに貴人達
 皆怒りて義都華を説き勸め兵を起しツチン
 グハムを攻入りモルチメルを捕はて之を罰し
 イサベルラを獄舎に押込めり義都華時二年
 十八歳あり

其頃歐羅巴諸國は任侠の風俗流行せり士を皆
 馬に乗て諸所を遊歴し槍劍其身を放き人の
 難し見てを死せしむ之を辭せし常は弱きを扶
 け強きを制せし各國の諸侯各一城を領し其
 其國王と恐るは其國法に従ひしを民を虐る
 徒多かりし時又當て任侠の士あり其虐政又
 苦り萬民を救ふこと天理の自ら然らしむる
 處ありん義都華第三の時に至り任侠の風俗
 大に廢せし貧民の危きを救ひんが為し諸所を
 行傳ふ者なしとつんども武勇を顯し奢侈を飾

るあとの未だ廢せし故は俠勇の士數多集ひて
 皆甲冑を着し馬を跨り鈍き徳の槍を舞し互
 又武勇を競ひ合ふこと或は以て樂とあせり義都
 華を一方ありし此樂を好し度く競武會を催
 されしが嘗て思ふは競武會を軍の真似ありしか
 真似の軍をありし年月を消せんしを寧真の軍
 と起しし名と後世に遺せんふを志すべしと一旦
 其志を決せしむしし遂に佛國を攻亡せんと
 用意を爲しし此より英佛兩國連年兵を結び
 了解く時ふし西曆千三百四十六年八月廿六日

英王クレシは於て佛兵と接戦し大に之を破
 ちり是より十年を経て後兩國の兵ポイクチー
 ルに於て又接戦し佛兵大に敗北し佛王ジョン英
 の虜とあり義都華の嫡子と黒甲太子とつひ
 しを死と畏むる義と重んぢる人ありしを兩
 度の戦争は武勇を顯はし佛王を虜とする不
 至之と敬ひ尊と聊も慢を辱らし切ること
 ありしを世の人皆其徳を称しはるるを諸
 英の兵を勢よ余し佛を打靡けはる程は佛國
 の諸城皆風と望て降参し僅に英兵は降らざる

その三箇城

ポルクワバヨの事
カライの事
イバの事

黒甲太子を薨し義都華を老了懦弱とありしを
 だ佛を再び勢を得速に英人と逐拂て自立國と
 あり義都華無益あり戦争を起し徒に億萬
 の良民と塗炭と苦しめたることを此上も形く
 愚らありあつたべし

リチャルド第二の事

評云リチャルド第二は幼年の時賢
 としが長を多し従ひ却て暗弱とあり
 後遂に位を奪はるる及なり

黒甲太子の子リナルド祖父義都華又繼て王とありしが年僅^カ又十一歳ありしを叔父ラニカストール公^{イギリス}等政を攝せり

先年數戦争^{イギリス}ありしを以て英國大^{イギリス}又疲弊せし^{ひへい}りど十五歳以上の男子を貧富を論ず皆賦税と納むべき旨政府より命ぜり夫^{イギリス}又就き政府より賦税を取立る小吏^{こやえん}許多を名抱つて賦税の滞^{とど}り責めたりがダルトホルトの瓦匠^{いしやう}ワルトルとワハ者の家を行き之を催促せし小吏を惡しき人ありしらぞワルトルが唯一人

分の賦税を納めらるを見て大^{イギリス}又怒り汝の獻金を何とぞ斯も少^{すく}きやと詈^{ののし}せぞワルトル答て我は男子ふし今年十五歳^{いそ}又あはる女子一人ありの^{いそ}こと云ひしが尚^{なほ}之を疑ひ然らば其女子を出して我^{いそ}又示をべしとワハワルトル即ち女^{むすめ}を招びて小吏^{こやえん}又見^ませしむる小吏を其顔色の美しきを見^まて忽ち春心を生しワルトル又向て云汝之と女子とワハとワハども我決して信ぜぬい^{いそ}ま我自ら其女子ありや否を吟味^{ぎんみ}せんとつひて其女子の手を捕へ^{とら}淫^{よみ}あふことをあまんと志

たり乃ねぞワルトル大に憤り木槌を舞して矢
 庭に其人と打殺せり近隣の民皆賦税の重きを
 堪ざりしをぞ之を聞て悦ばざる者あくワルト
 ルの家を競ひ集りワルトルを推して頭とふし
 謀叛を起さんこと成企てたりワルトル即ち筆
 と執りて民の苦情を認め云くふし給ふれとい
 ふことありて書載せらるる一篇の上疏文を作り手
 下の百姓共を励まし龍動を趣きたり其勢六
 萬餘人或を弓と携へ或を剣と帯び或ハ鑿鑿等
 と持てる最と粗忽ある軍兵あり然れども其勢

烈しうりしをぞ之と文をそのあうりし程に其
 兵龍動に亂入し寺を焼き家を壊ちる亂妨狼藉
 するごと一方ありて遂にスミットヒールドに陣
 しりねぞりキルド之を閉て大に憂へ自ら近臣
 とに従へりスミットヒールドに出馬しワルトルに
 對面せしむるワルトルを其兵を遙う後部に
 扣へさせ獨り馬を進りて王の馬前を参り我等
 の兵を擧し所以を此様々々我等の願ふ所を云
 ぶと道理を説き王に示しりたり其語を乘
 て思をばも王は近寄り既ち御馬の轡を握らん

とせしうど近臣ワルオルツ大に驚き彼必を君
 と害せんを謀るあゝんとつひ即ち剣を抜てワ
 ルトルと打つワルトル驚き馬を返さんとせし
 うた誤て馬より落るねを近臣等驅寄て遂に其
 頭を到りたりワルトルの兵之と見て大に怒り
 喊ま叫んで王の兵を取囲たり此時王陣前
 馬を衆出し呼て云汝等大将を失ひしと怒ま
 や我彼に代りて大将とあゝん且我を汝等の君
 あり我能く汝等が為る民の害を除くべき汝
 等我に従ふや否とつふ百姓共を一同に答て大

王に従ふべし何とら為さんと呼をせり
 王を之と率ひて平野に趣き此地に公議人を召
 集めて百姓共の嘆願を許さしを百姓共を
 皆悦び散しりりキルド時年十五歳ありと
 ぞ人皆其才智我感し行末頼母敷思ひり然る
 よりキルドを長を多を従ひ酒色に溺れ奢侈を
 好む佞人バールを寵愛し賢者の諫を容れず
 公の兄 貴人等と共に謀叛を起しバールを追放
 自ら政権を擅り志あり此時より三箇年が

程リチャルドを何事も我思ふ儘に所置しうと
 りしおど之は堪えり近臣と謀りて遂に叔父
 の執權を判殺さしめ稍く國政を自ら治り至
 りてはとも内先非と悔む罪ある者と誅し其
 地を寵臣に介ち以前の如く淫飲奢侈を好むを
 紅を國民之と謗らぬをふりて其翌年ラン
 カストル公ジョンの叔父ドの子顯理兵を擧げて
 不平の人々を集めリチャルドと戦ふ之を虜にし
 ホムフット城に押込め食物を與ふべからざると
 命じりねぞリチャルドをさうり餓死しり

顯理第四の事

評云顯理第四を倖よりチャルドの位
 と篡りて得たりといふ人ども位
 又登りし後の不幸多し

顯理自ら英王と稱し萬機の政を行ふと雖も
 兎角人民の心を得ずねど謀反者多し多し一
 日も枕を高くして眠ること能はず加之嫡子顯
 理放蕩多き所置をふし惡くは朋友も交りしう
 ぞ王顯理を此等と憂へて遂に心痛の病を得て
 殞落しり

顯理第五の事

評云顯理第五をアジンコールトの
戦え勝る

顯理^{ペンリ}第五の位は即くや即日放蕩の朋友を召し
集め云我は不肖を以て天子の位を辱らしめ
し上々今日より舊目の行を改て萬民を安堵せ
しをむと欲するあり汝等も我を習て前非を改
めよと言諭し各金を取らせたり是より於て顯理
をリチャルド第二の墓を封し普く善政を行ひし
らど國民之を悦び其徳を称したり

此時は當りて佛朗西の國王を暗弱より親戚
公侯政を擅し佛國大に亂せり顯理之を聞
て佛國を攻亡さんと欲し三萬許の兵を擧て其
國を趣き先つハルフロールを圍てはるは城兵
固く守て降らざるしを英王を之を攻り許
多の軍兵を損したり一箇月を経て此城遂に落
ちたきども英王をこもりや巴勒^{パリス}佛都府を
進むべき
の勢ありり終に歸國せんと欲しカライスの港を
まして退陣を然るはハルフロールよりカライスを
至るの路は高原ありアゲンコールトといふ佛

兵五萬餘人此地又陣し英王の歸路を支る
 英王の已むとて我得む軍兵を勵まし佛の大
 軍と勇戦し遂之を打破し首を斬ること一
 萬虜せし者一萬四千とつ時又西曆千四百
 十五年十月十五日あり我稱光天皇應永二年明太宗永樂十三年
 其翌日顯理を兵を引てカライスに到り船に乗
 り了恙なく英國に到着せり是より五年の後顯
 理又兵を擧て佛に趣き佛王の親戚と交り終
 り佛王を欺き其太子を廢せしめ佛王殂せり
 後を顯理位と継ぎ之を其子孫に傳へんと約束

と定めし佛國の政事と攝し佛國の太子を
 佛國の南地に逃し兵を起し其位を復さんこと
 と量しども英人の勢ひ強くし其意を得ずと
 と能く唯國の不幸を歎くのみとあとし

顯理第六の事 附玫瑰戰の事

評云顯理第六をヨルク公と王位を争て屢
 戦争し及べり然れども亂世を押凌ぐの器量不
 顯理第五殂落し程なく佛王も亦殂落し其を
 顯理第六を英佛兩國の王とあり初め先王遺
 言しベドホルド公を佛の攝政となしゴロー

セストル公と英の攝政とふしワルウキ侯と頭
 理第六の傳御とふせり諸も佛の太子を佛王の
 殂落せむを聞自ら佛王查理第七と稱し忠烈の徒
 と集めて國を復せんあつて謀るにねども攝政
 ベドホルド公怠慢を多ことふく之を防まざる
 ぞ太子を數其兵を打破らせて餘儀なくロレイ
 河の南に退きたりベドホルド公之を追てコレ
 一河の邊に至り先づ將を遣てオルレアン城を
 攻めしむ此地を太子の要地ありをあり英國の
 兵若し此城を攻落し之に據て太子を討たると太

子の兵を戦ひて敗走せし是時及て誰
 ぞ能く佛の國を復すること哉得んや然るに
 太子の命運未だ盡まざるしやいと怪しき勇
 婦佛に起るり其名をアルクのジャンといふ
 ジョアン佛の太子に見て云妾夢に神現むかひ妾
 に向て佛の危き哉説を且つオルレアンを救て
 查理の太子と國王の位に即かしめよと命ぜり
 たり願くを妾は僅の兵を借しをオルレアンを
 救はしめ給へと云ひ太子は兵を借しをオルレ
 アンに馳せ行きたる英人を天の使あること哉

関き皆畏し一丈も丈ゆる者ありしを
 アンを容易くオレルアンは入り即日英の陣
 使を遣し神の命を受けて英人を佛の地より追
 拂ひんと欲する譯を言贈りしは英人皆恐まを
 速くオレルアンを引拂ひりりジョアン即ち又太
 子を見し云妾を君と警固しレムス皆此地
 即位をてし趣き君と佛王の位に即けしめ奉るべ
 しとりの太子其言に従ひレームス又趣き即位
 の禮を行ふ言アン云噫喜ばしき哉妾が任せし
 けしことを今盡く為し果たし願くを妾は暇を

賜りて再び故郷の父母を見えしり給へとのり
 佛王查理太子ジョアンの忠勇を愛して之を放ち
 遣りしを忍びて一方の大將に任せしむるが後
 アンを巴むことを得て佛の爲に戦ひりるが後
 終に英兵の爲に虜にせしむるを誅せしむるが然
 りとのりども英兵の勢に再び奮るる之は昔く
 者日くは多き故以て今を佛の地は足を留
 りおと能ひて遂に皆此地を去て英國に歸りは
 里勇婦ジョアンを誅せしむる時年僅に十七八歳
 ありしを古今未曾有の事ありしがや

ヨルク公リチルドと云つる人を義都華第三の
 二子リオ子ルの後裔ふきどランカストル家よ
 糸家柄よしと雖も先王頭理第五を英明あり
 と以て能く之より事づく國王の位と踐んと欲を
 る心をあらししが當主頭理第六を愚うよりそヨ
 ルク公を待ふこと厚うしむるをヨルク公の不
 平を懷き遂に兵を起し龍動を趣き公議人等
 より内て顯理の殞落せし後を我を英王とふはべ
 しとつひししが公議人之と許さばるるをヨル
 ク公を已むことを得て兵を引て其領分を歸り

より是とヨルクランカストル兩家の戦争の始
 めと此戦争と名付て玫瑰戦といふ其縁故と
 尋ふ此戦争の始りし頃二女子の或庭中を遊
 ぶ者あり其一婦をランカストル家の勝んこ
 と欲し又一婦ハヨルク家の勝んこを欲し
 て互に言ひ争ひしがランカストルを好む女
 赤き玫瑰の花と撮と採りて云庭中の花此の如
 く多しといへども此花の美は此を皆取足
 らば我國王顯理の家柄も他家の遠く及ぶべ
 すと此花の如しといふを一婦笑て云然らば

其花^イ勝^まる^る花^セを以^て汝^ニ示^さべしと^つい^ひ白^ま
 ま^ま玫瑰^の花^を撮^り採^りて云^ふヨルク公乃家柄正^し
 て人の争^ひわ^らば^ら此^の花^の潔^白よ^う美^しま^ら
 が如^しと^つい^ひ承^り兩^家の^人之^を傳^聞て^遂に^赤白^の
 の^玫瑰^と以^て曾^の上^に戴^まし^とぞ^借も^ヨルク^の
 公^リテ^ルド^を其^望と^失ひ^領地^に歸^りて^後顯^理
 風^顛し^國政^を聽^くこ^と能^はざ^らば^公議^人
 之^と憂^へヨルク公^を召^して^攝政^とあ^せし^が顯^理
 程^不く^全快^せし^らど^直ふ^ヨルク^公を^免し^ら
 ぞ^ヨルク^公を^龍動^し居^居る^こと^の危^まを^察し^去
 る^に

て英國^の北^地に^行ま^しが^ヨルク^方の^人之^を聞^く
 て^集り^從ふ^者三^千人^に及^びら^ばヨルク公^ハ
 其^兵を^率ひ^て龍^動に^打向^へり^顯理^之を^閉ま^し
 千^人の^兵を^率ひ^てヨルク公^を迎^へシ^ント^アル^バ
 ン^に於^て合^戦を^顯理^の兵^遂に^敗北^し顯^理を
 霧^にま^ぎら^せり^ヨルク^公即^ち顯^理を^舊の^如く
 王^位に^置き^自ら^攝政^とあ^りし^が顯^理の^妃マ^ル
 ガ^レト^を智^勇と^兼た^り女^{あり}ら^ば終^に竊^に黨^を
 集^めテ^ヨルク^公を^謀り^ルリ^ヨルク^公之^を畏^まる^に
 又^北地^に出^奔し^て兵^を擧^げラ^ンカ^スト^ルの^兵

顯理の兵とブロールヘーツと戦て之を破り二
 千人の首級を獲たりしが後又ロドローと於て
 兩軍合戦しつるとをヨルクの兵敗北しヨル
 ク公を愛蘭と奔りワルウキ侯に其名を公た
 采方とカライスと奔里しうどマルガットを公
 議所と命しヨルク公等の大逆の國賊なる旨
 を國中と布告せしめり去程ヨルク公等を
 又兵を擧て英國と歸りランカストルの兵と戦
 て之を破りつれど公議所と乞ふて顯理殞落の
 後とヨルク公位を継ぐべし旨と國中と布告せ

しめり程も終ど今日「ランカストル」勢ひつるも
 も明日如何と知らば今夕「ヨルク」権つるも明
 朝如何と量りあらし備もマルガットをヨルク
 公の權威つるを憂ひ北地と趣き又兵を募てワ
 ークヒールドと於て又ヨルク公と合戦を時と
 ヨルクの兵敗北しヨルク公を討死しつり是後
 「ヨルク」家の君亦勢を得ず遂に英王とあつた
 と次の巻と委し

英國史畧
卷之二

知新館藏

英國史畧卷之二畢

